

令和 8 年 8 月 定例議会

全 員 協 議 会 資 料

令和 8 年 8 月 2 1 日開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覧表	3
2. 提出議案一覧表	4
3. 条例案件	6
4. 単行案件	1 7
5. 人事案件	1 9
6. 補正予算	2 0

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	7 (一部改正 7)
2 単 行	2
3 人 事	1
4 補正予算	9 (一般会計 2、特別会計 5、企業会計 2)
5 決 算	3 (一般会計・特別会計 1、企業会計 2)
6 報 告	2
計	2 4

令和 8 年 8 月 定例議会 提出議案一覧表

令和 8 年 8 月 2 8 日

第 7 9 号議案	犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第 8 0 号議案	犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
第 8 1 号議案	犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について
第 8 2 号議案	犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 8 3 号議案	犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
第 8 4 号議案	犬山市景観条例の一部改正について
第 8 5 号議案	犬山市水道事業給水条例の一部改正について
第 8 6 号議案	財産の取得について（消防ポンプ自動車）
第 8 7 号議案	市道路線の認定について
第 8 8 号議案	犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 8 9 号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 5 号）
第 9 0 号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 6 号）
第 9 1 号議案	令和 8 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 2 号議案	令和 8 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 3 号）
第 9 3 号議案	令和 8 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 2 号）
第 9 4 号議案	令和 8 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 9 5 号議案	令和 8 年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 6 号議案	令和 8 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 9 7 号議案	令和 8 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 9 8 号議案	令和 7 年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
第 9 9 号議案	令和 7 年度犬山市水道事業会計の決算の認定について
第 1 0 0 号議案	令和 7 年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び 決算の認定について
報告第 5 号	令和 7 年度犬山市一般会計予算継続費精算報告書について
報告第 6 号	令和 7 年度犬山まちづくり株式会社決算等について

《一部改正》

○ 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（第 79 号議案）

【趣旨】

人事院規則（※）の改正に準じ、条例の一部を改正するもの。

※ 人事院規則 9-30（特殊勤務手当）（昭和 35 年人事院規則 9-30）

【内容】

災害応急作業等手当の日額を、国家公務員一般職に準じ、次のとおり引き上げる。

区分		改定前	改定後
①	重大な災害発生時に行う巡回監視	710円	950円
	大災害（※）	1,080円	1,440円
②	重大な災害発生時に行う応急作業及びその調査	1,080円	1,440円
③	重大な災害発生時に、災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体に派遣されて行う災害応急対策	710円	950円
	大災害（※）	1,080円	1,440円
④	大災害（※）が発生した市外の区域において、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防相互応援による消防業務又は緊急消防援助隊としての消防業務	2,160円	2,880円

※災害対策基本法に基づく災害対策本部等、現地防災本部が設置された場合や、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、その他、災害の内容や被災地域などを示した上で市長が認める災害

【現状・課題】

令和 6 年能登半島地震を契機に、総務省から地方公共団体の職員が行う災害対応業務における手当を、適切に運用するよう通知が発出されたことを踏まえ、災害応急作業等手当を新設（令和 8 年 2 月議会上程、同年 3 月 27 日施行）したが、その後、令和 8 年 4 月に人事院規則の手当額が引き上げられたため、国の支給水準との均衡を図るため改正するもの。（人事院規則の額改正は令和 8 年 4 月 8 日公布）

（次ページにつづく）

今後も大規模災害の発生や社会情勢の変化によってはさらなる引き上げの可能性もあるため、都度、国との均衡を図りながら見直す必要がある。

【目的・効果】

災害応急作業等に従事する職員の勤務に対し、特殊性及び危険性に応じた処遇の改善を図るとともに、国の支給水準との均衡を確保する。

【施行日】

公布の日（令和8年4月1日適用）

《一部改正》

- 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正について（第 80 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

【内容】

引用する条文に条項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日（一部、令和 10 年 1 月 1 日）

《一部改正》

○ 犬山市子ども医療費支給条例等の一部改正について（第 8 1 号議案）

【趣旨】

「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）」に基づき、個人番号カードを用いた福祉医療の資格確認を可能とするため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

福祉医療受給者が医療機関等において個人番号カード（健康保険証利用登録済のものに限る。以下同じ。）及びオンライン資格確認端末を用いて受給資格の確認を受けることができれば、福祉医療受給者証を提示することなく受診できるようにする。

【現状】

福祉医療受給者が医療機関等の窓口負担をなしとするためには、個人番号カード又は資格確認書の他に、福祉医療受給者証の提示が必要であった。

【効果】

福祉医療受給者が個人番号カードを持参すれば、医療機関等において従来の保険資格に加え、福祉医療の受給資格の確認も受けることができるようになり、福祉医療受給者証の提示が不要となる。

※参考 福祉医療受給者数（令和8年4月1日現在）

- | | | | |
|------------|-----------------|----------|-----------|
| ①子ども医療 | : 9, 630人 | ②障害者医療 | : 894人 |
| ③母子父子家庭医療 | : 795人 | ④精神障害者医療 | : 2, 014人 |
| ⑤後期高齢者福祉医療 | : 1, 599人（条例なし） | | |
| ①～⑤合計 | : 14, 932人 | | |

【スケジュール】

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 令和8年 8月 | デジタル庁へ医療費助成のオンライン資格確認開始の申請書提出 |
| 令和8年10月 | 福祉医療システム改修及び情報連携テスト |
| 令和8年12月 | 本番運用開始（12月7日開始予定） |
| | ホームページによる周知 |

（次ページにつづく）

【施行日】

公布の日

《一部改正》

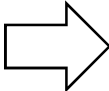
- 犬山市民健康館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（第 8 2 号議案）

【趣旨】

市民健康館の入浴施設：通称「さら・さくらの湯」の入浴料金を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①入浴料金 1 回券の料金改定

利用者区分	改定前		改定後
一般	5 2 0 円		7 0 0 円
高齢者（6 5 歳以上）、 小・中学生、障害者	3 1 0 円		4 0 0 円

※小学校に就学前の子どもについては変更なし（無料）。

②市民限定の回数券に変更

利用者区分	改定後	
	1 2 枚綴回数券	1 回あたり入浴料金
<市民限定>一般	7, 0 0 0 円	5 8 3 円
<市民限定>高齢者（6 5 歳以上）、 小・中学生、障害者	4, 0 0 0 円	3 3 3 円

※改定前は、一般 1 2 枚綴 5, 2 0 0 円（利用者制限なし）。

【目的・効果】

- ①「さら・さくらの湯」の収支赤字が継続しており、施設の維持管理や適切な設備更新をしていくためには収支改善が必要となることから、入浴料を値上げするもの。料金改定により約 7 0 0 万円の収入増を見込む。
- ②市民限定の回数券を導入することにより、繰り返し利用する市民が利用しやすい価格を維持するとともに、市民の利用促進を図る。

【経緯】

- ・「さら・さくらの湯」は、平成 1 3 年 6 月に健康増進目的の温泉入浴施設として営業開始（一般 5 0 0 円、高齢者、障害者、小・中学生 3 0 0 円）。

（次ページにつづく）

- ・料金改定は、令和２年４月、消費税増税や施設使用料の見直しに伴い、現在の料金に改定した一度のみ。
- ・令和４年４月、経費負担を減らすため温泉水から水道水に切り替え。

【予算措置】

今回の補正予算にて、回数券作成のための印刷製本費を次のとおり計上する。

〈歳出〉４款１項７目 市民健康館管理 ２８６千円

(内訳)

印刷製本費 ２８６千円

【施行日】

令和９年４月１日

《一部改正》

- 犬山市廃棄物処理場等の設置及び管理に関する条例及び犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について（第 8 3 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）

【内容】

引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市景観条例の一部改正について（第 8 4 号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの

※ 景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）

【内容】

引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日

《一部改正》

○ 犬山市水道事業給水条例の一部改正について（第 85 号議案）

【趣旨】

水道料金の額の改定等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①水道料金の改定

- ・一般家庭向けの「家事用」とそれ以外の「業務用」に分けて料金を設定していた用途区分の考え方を廃止し、新たに口径別（メーターのサイズ別）の区分を設ける。あわせて、使用の有無にかかわらず 2 か月 10 m³まで基本料金に含んでいた基本水量制度を廃止する。

改定前		(2 か月当たり・税抜き)		
用途区分	基本料金	基本水量	超過水量	超過料金 (m ³ 当たり)
家事用	910 円	10 m ³	11～20 m ³	36 円
			21～40 m ³	71 円
			41～60 m ³	121 円
			61 m ³ ～	141 円
業務用	1,150 円	10 m ³	11～20 m ³	61 円
			21～40 m ³	131 円
			41～60 m ³	166 円
			61 m ³ ～	191 円



改定後		(2 か月当たり・税抜き)		
口径区分	基本料金	基本水量	使用水量	従量料金 (m ³ 当たり)
40 mm 以下 ※主に一般家庭	858 円	(廃止)	1～20 m ³	36 円
			21～40 m ³	87 円
			41～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円
50 mm	7,120 円	(廃止)	1～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円
75 mm	18,916 円	(廃止)	1～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円
100 mm	30,316 円	(廃止)	1～60 m ³	149 円
			61 m ³ ～	209 円

料金改定率 全体平均で約 18% の増額（個々の値上げ額は使用水量等により異なる）

※一般家庭の改定額の目安

(2 か月当たり・税込み)

使用量の目安	使用水量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	改定額 (円)
1人世帯	16	1,238	1,577	+339
2人世帯	30	2,178	2,692	+514
犬山市の家庭用平均	38	2,802	3,458	+656
3人世帯	40	2,959	3,649	+690
4人世帯	46	3,757	4,633	+876

(次ページにつづく)

②給水申込時の手数料の改正

- ・設計審査手数料（１，０００円）と検査手数料（１，０００円）は、給水申込の際、必ず両方納付することになっている。申込者にとって必要な費用負担が分かりやすいシンプルな手数料体系とするため、両者を統合し、給水申込１件につき検査手数料２，０００円とする。

【現状・効果】

- ・浄水場運転管理の包括的委託をはじめとする経費削減努力により、前回平成１０年１０月の改定以降、長期間にわたり値上げを行わず安い水道料金を維持してきた。しかし、物価高騰の影響を受け令和６年度から赤字決算となり、このままでは将来にわたり安心・安全な水道を持続することは困難となっている。
- ・現在の水道料金は、家庭向けでは愛知県内で最も安く、犬山市を特長づけるものの一つとなっている。このことを踏まえて「犬山市水道事業経営戦略検討委員会」で水道料金のあり方などの検討を行った。
- ・検討結果を受けて、一般家庭における料金水準に配慮しつつ、一定の値上げが必要と判断した。
- ・改定後も、一般家庭の標準的な使用量では、引き続き愛知県内で最も安い。
- ・基本水量を廃止し、節水努力が１ｍ³から料金の節約に反映されるようにした。
- ・寿命を迎える水道管の老朽化対策工事を継続的に行うのに加え、災害時のバックアップ等に重要な箇所は、前倒しで耐震化工事を進めていく。

【施行日】

令和９年４月１日

- ※ 施行日前に使用した水量が含まれる６月請求分までは経過措置の対象とし、７月以降の請求分から新料金を適用する。

《財産の取得》

○ 財産の取得について（消防ポンプ自動車）（第86号議案）

【趣旨】

消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新購入するもの。令和8年5月18日付けで愛知県から南海トラフ地震等対策事業費補助金の交付決定を受けた。

（補助金額：5,972,000円、補助率：補助基準額の1／2）

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

○ 購入金額 金26,070,000円

○ 受注者 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 土居 典生

○ 契約方法 指名競争入札

○ 執行年月日 令和8年6月5日

○ 指名者数 6者

○ 納期 令和9年3月12日まで

○ 主要諸元

駆動方式：2輪駆動 操舵装置：パワーステアリング式

変速機：オートマチックトランスミッション 乗車定員：6名

取付装備品：消防ポンプ、真空ポンプ、安全機能装置付ポンプ操作装置、
2ツ折りはしご

○ 主な用途

消防団第5分団車両として配備し、火災時には装備した消防ポンプを使い、防火水槽や消火栓より水を吸い上げ、前線で消火活動を行う消防車両へ送水することにより、放水活動を継続させる。また、今回更新する消防ポンプ自動車は、車両総重量3.5t未満車のため、普通免許で運転することができる。

（車両イメージ）



（次ページにつづく）

指名競争入札執行調書

執行年月日	令和8年6月5日(金)	午後1時04分	入札書比較価格	23,770,000円
執行場所	犬山市役所	経営改善課	予定価格	26,147,000円
件名	消防ポンプ自動車(車両総重量3.5t未満車)の購入			
品名等	消防ポンプ自動車(車両総重量3.5t未満車)			
納入場所	犬山市消防本部			
商号又は名称	第1回入札	第2回入札	第3回入札	備考
株式会社モリタ 名古屋支店	23,700,000円			落札
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	25,900,000円			
株式会社三陽商会	28,000,000円			
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	辞退			
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店	辞退(紙受付)			
平和機械株式会社	未受領			

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

《犬山市固定資産評価審査委員会委員》

○ 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について（第８８号議案）

【趣旨】

犬山市固定資産評価審査委員会委員「中村 弥生（なかむら やよい）」氏の任期満了（令和８年１０月２９日）に伴い、後任者を選任するに当たり、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】（再任）

氏 名 中村 弥生 (なかむら やよい)

生年月日

任 期 選任の日から3年間

令和8年8月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額		補正後の 予算額
				第5号	第6号	
一般会計		31,390,978	31,369,137	522,219	554,395	32,445,751
特別 会計	国民健康保険 特別会計	5,736,002	5,736,002		162,321	5,898,323
	犬山城費 特別会計	512,849	512,849		109,000	621,849
	木曾川うかい 事業費特別会計	66,852	66,972		△ 9,219	57,753
	介護保険 特別会計	5,761,165	5,769,976		45,730	5,815,706
	後期高齢者医療 特別会計	1,981,884	1,981,884		61,667	2,043,551
	小計	14,058,752	14,067,683		369,499	14,437,182
企業 会計	水道事業会計	1,815,980	1,816,260		5,002	1,821,262
	下水道事業会計	4,164,232	4,164,472		△ 7,215	4,157,257
	小計	5,980,212	5,980,732		△ 2,213	5,978,519
合計		51,429,942	51,417,552	522,219	921,681	52,861,452

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

一般会計補正予算（第5号）
経営部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	経営改善課	19	02	01	01	繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整	1,336,049	29,059
		22	01	01	01	市債	市債	楽田ふれあいセンター空調設備改修事業債		0	13,100
		22	01	07	01	市債	市債	小学校体育館空調設備設置事業債		0	258,900

教育部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	学校教育課	15	02	05	01	国庫支出金	国庫補助金	学校施設環境改善交付金	対象事業費の50%を補填	0	221,160

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
		款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	特定財源	一般財源
一般会計	地域協働課	02	01	08	総務費	総務管理費	地域活動推進費	まちづくり拠点施設 営繕等	寒田ふれあいセンターの 空調設備改修経費の計上	58,817	17,492	13,100	4,392

教育部

歳出

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	学校教育課	09	02	01	教育費	小学校費	学校管理費	小学校施設営繕	小学校体育館への空調設備設置経費の計上	25,000	492,803	480,060	12,743
		09	03	01	教育費	中学校費	学校管理費	中学校施設営繕	中学校体育館への空調設備設置に係る設計委託料の計上	15,000	11,924	0	11,924

《一般会計》
○ 楽田ふれあいセンター空調設備改修工事（まちづくり拠点施設営繕等） 補正予算要求額 17,492千円 【補正理由】 施設の空調設備は、建設当初（平成13年）に設置してから現在に至るまで、保守点検業務を委託し定期点検を実施しながら運用してきた。これまでの定期点検の結果から具体的な不具合箇所の報告は無かったものの、令和8年度になり空調設備（6系統中2系統）の室外機が故障し停止した。故障した箇所の部品交換を検討したが、供給が停止していることから設備一式を更新する必要がある。故障した2系統には、使用料を徴収している貸館部分も含まれているほか、当該施設は指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されており、空調機能が必要であることから、当該設備の更新に必要な工事金額を予算要求する。 【内容】 故障している空調設備（A～F系統のうち、B・D系統）の改修工事一式 B系統：工作コーナー、陶芸・美術コーナー、談話コーナー、多目的ロビー（多目的ホール出入り口前） D系統：料理教室、料理準備室ほか、囲炉裏の間、畳の間 ※当施設は他のふれあいセンターと比べて、施設の面積的規模、形状等を考慮し、空調設備は設置当初より「ビルマルチ方式」を採用している。 ビルマルチ方式：数台の室外機に複数の室内機を接続し、各部屋ごとに冷暖房を行う方式。中～大規模なオフィスや店舗型施設に多く採用されている。 【効果】 故障して空調機能が停止しているB・D系統の復旧 【概略スケジュール】 令和8年9月 入札 令和8年10月 契約・着手 令和9年3月 完了 （次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

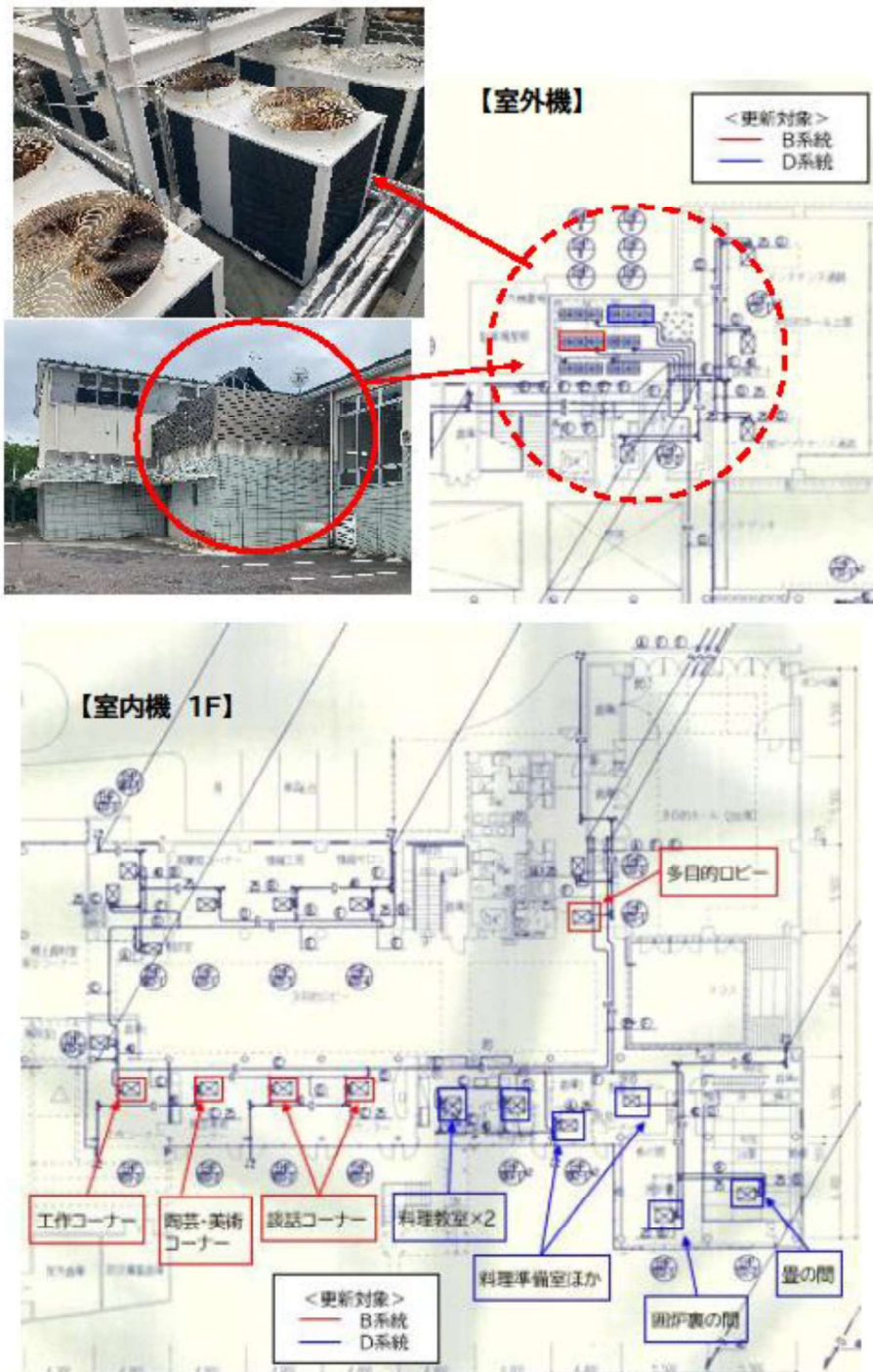
＜歳出＞

楽田ふれあいセンター空調設備改修工事請負費 17,492千円

＜歳入＞

楽田ふれあいセンター空調設備改修事業債 13,100千円

楽田ふれあいセンター 空調機(室内外)箇所図



《一般会計》

○ 小学校体育館空調設置事業（小学校施設営繕）

補正予算要求額 492,803千円

【補正理由】

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度には市内小中学校のすべての普通教室に、令和6年度には一部の特別教室に空調機を設置してきた。空調機が未設置である体育館には令和8年度に小学校10校、令和9年度に中学校4校に整備を行う計画であり、令和7年度から実施している設計業務の中で算定した工事金額を予算要求する。

【内容】

児童の熱中症対策のため、体育館に空調機を設置する。

【効果】

体育館に空調機を設置することができ、児童の熱中症対策につながる。また、避難所としての機能強化となる。

【概略スケジュール】

令和8年8月 設計完了
 令和8年10月 工事入札予定
 令和9年3月 工事完了予定

【要求額の積算内容】

〈歳出〉	体育館空調設備設置工事請負費	484,784千円
	体育館空調設備設置工事監理業務委託料	8,019千円
〈歳入〉	学校施設環境改善交付金	221,160千円
	小学校体育館空調設備設置事業債	258,900千円

《一般会計》

○ 中学校体育館空調設置事業（中学校施設営繕）

補正予算要求額 11,924千円

【補正理由】

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度には市内小中学校のすべての普通教室に、令和6年度には一部の特別教室に空調機を設置してきた。空調機が未設置である体育館には令和8年度に小学校10校、令和9年度に中学校4校に整備を行う計画であり、令和9年度に中学校の体育館に空調機を整備するため、令和8年度中に設計を行う必要があり、今回補正を行うものである。

【内容】

生徒の熱中症対策のため、体育館に空調機を設置する。

【効果】

令和9年度に中学校の体育館に空調機を整備することができ、生徒の熱中症対策につながる。また、避難所としての機能強化となる。

【概略スケジュール】

令和9年3月 設計完了
令和9年4月 工事入札予定
令和9年9月 工事完了予定

【要求額の積算内容】

〈歳出〉 体育館空調設備設置工事設計業務委託料 11,924千円

一般会計補正予算（第6号）他
経営部・市民部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	経営改善課	10	01	01	01	地方特例交付金	地方特例交付金	地方特例交付金	交付額の確定に伴う減額	168,245	△ 14,102
		11	01	01	01	地方交付税	地方交付税	普通交付税	交付額の確定に伴う増額	1,979,675	80,212
		20	01	01	01	繰越金	繰越金	前年度繰越金	繰越額の確定に伴う増額	750,000	438,131
		22	01	01	01	市債	市債	情報システム開発事業債	財源調整	16,300	8,100
		19	01	04	01	繰入金	特別会計繰入金	水道事業会計繰入金	人件費の変動に伴う減額	3,691	△ 7
	総務課	19	01	05	01	繰入金	特別会計繰入金	下水道事業会計繰入金		3,087	△ 7
		21	05	02	05	諸収入	雑入	社会福祉協議会派遣職員負担金		1,377	△ 1
	多様性社会推進課	16	02	05	02	県支出金	県補助金	地域日本語教育推進県補助金	対象事業費の50%を補填	0	811

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	福祉課	21	05	01	01	諸収入	雑入	前年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	前年度事業費の確定に伴う精算	0	29
	障害者支援課	21	05	01	01	諸収入	雑入	前年度障害児入所給付費国庫負担金	前年度事業費の確定に伴う精算	0	2,234
								前年度障害児入所給付費県負担金			
	高齢者支援課	19	01	02	01	繰入金	特別会計繰入金	介護保険特別会計繰入金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	25,659
	保険年金課	19	01	01	01	繰入金	特別会計繰入金	国民健康保険特別会計繰入金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	407
		19	01	03	01	繰入金	特別会計繰入金	後期高齢者医療特別会計繰入金			
	子育て支援課	15	01	01	02	国庫支出金	国庫負担金	児童入所施設措置費等国庫負担金	事業費の50%を補填	1,800	3,000
		16	01	01	02	県支出金	県負担金	児童入所施設措置費等県負担金			
	子ども未来課	15	01	01	02	国庫支出金	国庫負担金	子育てのための施設等利用給付金	事業費の50%を補填	24,671	469
		16	01	01	02	県支出金	県負担金	子育てのための施設等利用給付費県負担金			
		16	02	02	03	県支出金	県補助金	民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金	事業費の66%を補填	0	1,391
								保育士配置改善事業費県補助金			
国民健康保険特別会計	保険年金課	04	01	01	02	県支出金	県負担金・補助金	特定健診等負担金過年度分	前年度事業費の確定に伴う精算	0	408
		06	01	01	07	繰入金	他会計繰入金	保健事業等一般会計繰入金	システム改修に対する繰入金の増額	31,576	396
		06	01	01	08	繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金前年度精算分	前年度事業費の確定に伴う精算	1	17,047

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
国民健康保険特別会計	保険年金課	07	01	01	01	繰越金	繰越金	前年度繰越金	繰越額の確定に伴う増額	1	144,470
犬山城費特別会計	歴史まちづくり課	05	01	01	01	繰越金	繰越金	前年度繰越金	繰越額の確定に伴う増額	1	109,000
介護保険特別会計	高齢者支援課	03	01	01	02	国庫支出金	国庫負担金	過年度分	前年度事業費の確定に伴う精算	1	11,987
		03	02	02	02	国庫支出金	国庫補助金	過年度分		0	8,969
		04	01	01	02	支払基金交付金	支払基金交付金	過年度分		1	5,430
		04	01	02	02	支払基金交付金	支払基金交付金	過年度分		0	1,565
		05	03	01	02	県支出金	県補助金	過年度分		0	5,631
		08	01	01	01	繰越金	繰越金	前年度繰越金		39,662	12,148
		04	01	01	01	繰越金	繰越金	前年度繰越金	繰越額の確定に伴う増額	1	61,667

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	環境課	19	02	09	01	繰入金	基金繰入金	広域ごみ処理施設整備基金繰入金	尾張北部環境組合負担金の変更に伴う減額	312,848	△ 2,162
木曽川うかい事業費特別会計	観光課	01	01	01	01	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	前年度事業費の確定に伴う精算及び人件費の変動に伴う減額	64,877	△ 17,185
		03	01	01	01	繰越金	繰越金	前年度繰越金	繰越額の確定に伴う増額	1	7,966

会計名称	所屬名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	経営改善課	02	01	02	総務費	総務管理費	財政管理費	財政調整基金積立金	財源調整（余剰金の積み立て）	7,440	486,227	0	486,227
		11	01	01	公債費	公債費	元金	市債償還元金	前年度借入額の確定と利率見直しによる減額	1,760,970	△ 4,139	0	△ 4,139
		11	01	02	公債費	公債費	利子	市債利子		156,257	△ 30,710	0	△ 30,710
	情報政策課	02	01	12	総務費	総務管理費	情報システム管理費	情報システム開発	地方税ポータルシステムの更改等に伴うシステム改修費の計上	90,495	18,964	8,100	10,864
	防災交通課	02	01	11	総務費	総務管理費	交通防犯対策費	交通安全対策事務	交通災害及び犯罪被害見舞金の増額	5,525	300	0	300
	収納課	02	02	03	総務費	徴税費	徴収費	過誤納還付金	過誤納還付金の執行増に伴う増額	27,248	25,665	0	25,665
	消防総務課	08	01	01	消防費	消防費	常備消防費	消防総務事務	令和9年度採用職員の増員に伴う被服費の増額	16,702	1,234	0	1,234
	議事課	01	01	01	議会費	議会費	議会費	議会事務	委員会用配信設備（パソコン）の更新費用の計上	8,528	429	0	429

※ 人件費のみの補正と財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	福祉課	03	03	01	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護総務事務	前年度事業費の確定に伴う精算	10,793	14,975	0	14,975
	障害者支援課	03	01	02	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者自立支援給付	前年度事業費の確定及び過年度事業費の再確定に伴う精算	2,164,685	1,066	0	1,066
	高齢者支援課	03	01	03	民生費	社会福祉費	老人福祉費	福祉手当給付	前年度事業費の確定に伴う精算	43,232	178	0	178
	保険年金課	03	01	01	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	高齢者福祉事務	前年度事業費の確定に伴う精算	4,511	651	0	651
	健康年金課	03	01	01	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	国民健康保険特別会計繰出金	システム改修に対する繰出金の増額及び前年度事業費の確定に伴う精算	448,090	17,443	0	17,443
		03	01	08	民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	後期高齢者医療給付費負担金	前年度事業費の確定に伴う精算	963,764	19,801	0	19,801
	健康推進課	04	01	03	衛生費	保健衛生費	母子健康づくり推進費	妊婦支援給付金	前年度事業費の確定に伴う精算	40,178	500	0	500
		04	01	04	衛生費	保健衛生費	保健予防費	予防接種	前年度事業費の確定に伴う精算	307,592	385	0	385
		04	01	07	衛生費	保健衛生費	市民健康館・さくら工房費	市民健康館管理	入浴料改定に伴う回数券刷新経費の計上	99,219	286	0	286

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	子育て支援課	03	02	01	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務事務	前年度事業費の確定に伴う精算	3,648	16,270	0	16,270
								母子生活支援施設措置	実績見込みに基づく措置経費の増額	3,616	6,000	4,500	1,500
								保育所総務事務	前年度事業費の確定に伴う精算	4,147	39,661	0	39,661
	子ども未来課	03	02	02	民生費	児童福祉費	保育所費	民間保育所運営補助	民間保育所給食費軽減対策支援事業補助金の計上及び制度変更に伴う予算組替え等	81,856	7,246	3,970	3,276
								保育施設等利用料扶助	国の給付上限変更に伴う扶助費の増額	14,885	938	703	235
								幼稚園管理	前年度事業費の確定に伴う精算	6,539	5,273	0	5,273
	国民健康保険特別会計	05	01	01	保健事業費	特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	出力データ形式変更に必要なシステム改修費の計上	50,548	396	396	0
								国民健康保険事業基金積立金	前年度事業費の確定に伴う基金積立金の増額	1	161,518	0	161,518
		08	02	01	諸支出金	繰出金	一般会計繰出金	一般会計繰出金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	407	408	△ 1

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
犬山城費特別会計	歴史まちづくり課	01	01	01	犬山城費	犬山城費	一般管理費	一般管理	前年度事業費の確定に伴う基金積立金の増額	274,703	109,000	0	109,000
		02	01	01	予備費	予備費	予備費	予備費	人件費の変動に伴う調整	100,636	191	0	191
介護保険特別会計	高齢者支援課	05	01	01	基金積立金	基金積立金	介護保険事業給付費基金積立金	介護保険事業給付費基金積立金	前年度事業費の確定に伴う基金積立金の増額	1	11,773	0	11,773
		07	01	02	諸支出金	償還金及び還付加算金	償還金	償還金	前年度事業費の確定に伴う精算	1	8,298	0	8,298
		07	02	01	諸支出金	繰出金	一般会計繰出金	一般会計繰出金		1	25,659	0	25,659
後期高齢者医療特別会計	保険年金課	02	01	01	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	前年度事業費の確定に伴う精算	1,957,446	56,866	0	56,866
		03	02	01	諸支出金	繰出金	一般会計繰出金	一般会計繰出金		1	4,801	0	4,801

※ 人件費のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	下水道課	05	01	04	農林業費	農業費	土地改良費	下水道事業会計繰 出金	人件費の変動に伴う減額	54, 516	△ 634	0	△ 634
		07	04	07	土木費	都市計画費	公共下水道費	下水道事業会計繰 出金		832, 238	△ 6, 581	0	△ 6, 581
	環境課	04	03	02	衛生費	清掃費	ごみ処理費	尾張北部環境組合	前年度借入額の確定及び 本年度事業費見直しに伴 う負担金の減額	409, 592	△ 1, 916	△ 2, 162	246
	観光課	06	02	01	商工費	観光費	観光費	木曽川うかい事業 費特別会計繰出金	前年度事業費の確定に伴 う精算及び人件費の変動 に伴う減額	64, 877	△ 17, 185	0	△ 17, 185

※ 人件費のみの補正と財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

◎一般会計補正予算（第6号）に計上した主な事業

子ども健康部 子ども未来課

《一般会計》

○ 民間保育所運営補助事業（民間保育所運営補助）

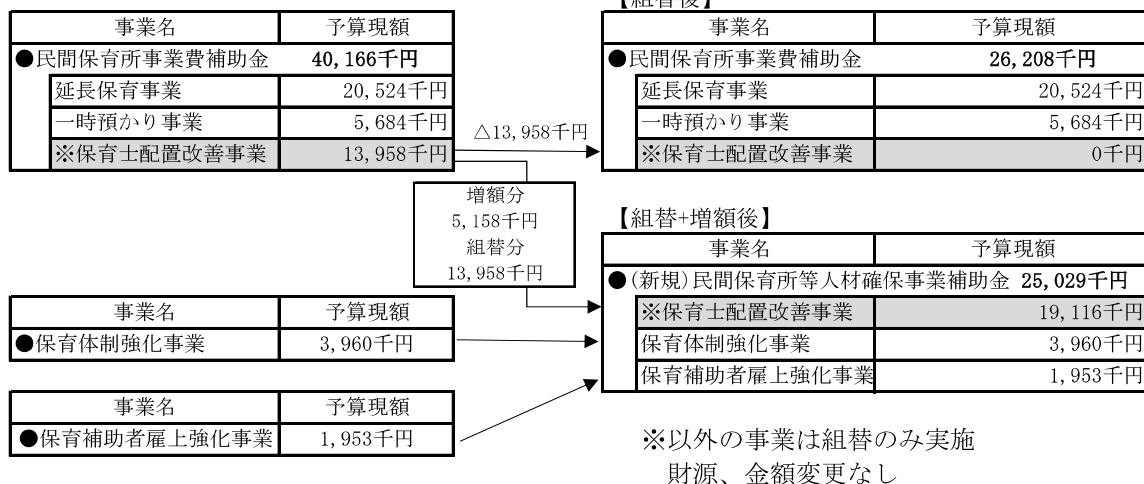
補正予算要求額 5, 1 5 8 千円

【補正理由】

- 令和7年度末に「保育士配置改善事業」「保育士体制強化事業」「保育補助者雇上強化事業」の補助を一本化し、「犬山市民間保育所等人材確保事業補助金要綱」を制定したため、事業の組み替えを行い、当該要綱に即した構成とする。
- 民間保育所等人材確保事業補助金のうち、県補助事業を活用して市内民間保育所に対し実施する「保育士配置改善事業補助」において、県の補助基準額が令和8年6月2日の通知により引き上げられたこと等により増額補正するもの。

【内容】

1. 事業組替



2. 「保育士配置改善事業」補助金の増額補正

・補助内容

委託料又は他の補助金において算定対象となっていない保育士を配置する場合の
人件費に対し補助金を交付する事業

・県補助金の補助基準額(上限額)の変更

1 施設当たり上限月額（改正前）485,000 円/月 → （改正後）531,000 円/月
（次ページにつづく）

※補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額を補助額とする。

・増額 5, 158千円

・対象事業者 民間保育所：白帝保育園、犬山さくら保育園、にじいろ保育園羽黒

【効果】

1. 昨年度末に補助金要綱をわかりやすく改正したので、事業を組み替えることで、補助金要綱に即した予算構成となる。
2. 民間保育所事業者における保育士人件費の負担軽減が図られる。

【概略スケジュール】

令和8年10月以降 保育士配置改善事業県補助金 交付申請

令和9年3月末 実績に基づき各民間保育所事業者に補助金を交付

【要求額の積算内容】

増額分

<歳出>

民間保育所等人材確保事業補助金

うち保育士配置改善事業分 5, 158千円

<歳入>

保育士配置改善事業費県補助金（補助率1/2） 2, 579千円

《一般会計》

○ 民間保育所給食費軽減対策支援事業（民間保育所運営補助）

補正予算要求額 2, 088千円

【補正理由】

国において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、重点支援地方交付金が措置され、県においては当該交付金を活用し、民間保育所事業者への支援として、給食にかかる食材料費の助成が行われることとなった。

県が6月補正予算を上程・可決したことを受けて、本市においても速やかに対応するため補正計上するもの。

【内容】

市内在住の児童が通う民間保育所給食の食材料費について、児童1人あたり1食100円を事業者に対し支援する。（令和5年度、令和6年度、令和7年度も同様の目的で補助を実施）

○補助対象施設：民間保育所（市内3施設：白帝保育園、犬山さくら保育園、にじいろ保育園羽黒）

※私立幼稚園は県から直接補助されるため対象外

○補助対象期間：令和8年7月から令和8年9月まで（3か月）

○補 助 額：利用児童1人当たり1食100円

※参考 各民間保育所 令和8年7月初日 在園児数

白帝保育園113人、犬山さくら保育園49人、にじいろ保育園羽黒152人

【効果】

民間保育所事業者の経済的負担軽減を図ることができる。

食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3） 1, 391千円

【概略スケジュール】

令和8年10月以降 民間保育所事業者の実績報告に基づき補助金を交付

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

＜歳出＞

民間保育所給食費軽減対策支援事業補助金 2, 0 8 8 千円

(7月～9月… 総食数 20, 8 7 7 食×100円/食)

＜歳入＞

民間保育所給食費軽減対策支援事業費県補助金（補助率2/3） 1, 3 9 1 千円